

災害時における施設の使用等に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社ミドルウッド（以下「乙」という。）は、甲の区域内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の所有する施設の提供、入浴及び食事の提供並びに津波等に係る一時避難場所としての使用（以下「施設の提供等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）並びに津波等により避難を必要とする者に対し、乙が所有又は管理する施設を一時避難施設（津波避難ビル）として使用すること及び施設の提供等について、甲が乙に協力を要請するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（施設の利用）

第 2 条 本協定において、乙が甲に提供する施設は下記のとおりとする。

- （１）○施設総称 グランパークホテル エクセル 木更津
 - 所在地 木更津市朝日一丁目 1 番 4 0 号
 - 所有者 株式会社ミドルウッド
 - 構造等 鉄筋コンクリート造

- （２）○施設総称 総合イベントホール グランポート木更津
 - 所在地 木更津市大和三丁目 4 番 3 号
 - 所有者 株式会社ミドルウッド
 - 構造等 鉄筋コンクリート造

（使用範囲）

第 3 条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難施設として使用するものとする。

- （１）グランパークホテル エクセル 木更津
 - 避難場所 2 階から 6 階 客室
 - 収容人数 1 1 4 人
 - 避難経路 屋内階段を利用
 - 入 口 正面玄関

(2) 総合イベントホール グランポート木更津

- 避難場所 1階から8階 ホール及びテナントフロア
- 収容人数 280人
- 避難経路 屋内階段を利用
- 入 口 正面玄関

(施設変更の報告)

第4条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

(協力の要請)

第5条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、施設の提供等について協力を要請することができる。

(要請の手続)

第6条 甲は、前条の規定による要請を文書(第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、施設の使用状況その他合理的理由がある場合を除き、可能な範囲でこれに応じるものとし、その可否を速やかに甲に回答するものとする。

3 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、協力の全部又は一部について応じないことができる。

- (1) 施設の損壊等により安全な利用が困難な場合
- (2) 施設の維持管理上支障がある場合
- (3) その他やむを得ない理由がある場合

(協力の範囲)

第7条 乙が行う協力の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 要配慮者及び帰宅困難者に対する宿泊、入浴及び食事等の提供
- (2) 津波等の発生時又はそのおそれがある場合における一時的な緊急避難場所としての施設の開放(津波避難ビルとしての利用)
- (3) 前各号に係る空室等状況の情報の提供
- (4) その他甲が必要とし、乙が合意した事項

（使用期間）

第8条 宿泊施設の受入期間は、甲の要請に基づき乙が受入れを開始した日から、甲が受入れの終了を指示する日までとする。ただし、やむを得ない場合は、甲乙協議の上、変更することができる。

（津波避難ビルとしての使用）

第8条の2 乙は、津波警報又は避難指示等が発令された場合において、甲から要請があったとき、又は緊急やむを得ないときは、施設の安全が確保される範囲において、地域住民等の一時的な避難場所として施設を開放するよう努めるものとする。

2 津波避難としての施設利用は原則として短時間の一時避難とし、長期滞在は想定しないものとする。ただし、災害の状況に応じて甲乙協議の上、対応を決定する。

3 乙は、施設の安全管理上支障がある場合には、受入れの制限又は中止を行うことができる。

4 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

（要配慮者の特別設備）

第8条の3 乙は、医療機器、福祉機器その他生命又は身体の維持に不可欠な機器を使用する要配慮者の受入れに際しては、施設の状況に応じて電源その他必要な設備の確保について配慮するよう努めるものとする。

2 甲は、前項の要配慮者の受入れに当たり必要があると認めるときは、非常用電源、発電機その他必要な資機材の確保について支援するものとする。

3 乙は、施設の安全管理又は設備容量の制約等により対応が困難な場合には、その旨を甲に報告し、甲乙協議の上対応を決定するものとする。

（使用の終了）

第9条 甲は、乙が当該宿泊施設における通常の営業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

2 乙が営業再開の必要があると認めるときは、甲に対して協議の申出を行うことができる。

3 甲は、前項の申出があった場合及び津波避難ビルとしての使用を含め、必要に応じて受入れの縮小又は終了に努めるものとする。

（報告）

第10条 乙は、宿泊施設の提供等を実施した場合、その内容を速やかに甲に報告し、後日、文書（第2号様式）を提出するものとする。

（連絡体制）

第11条 甲及び乙は、連絡責任者及び連絡先をあらかじめ定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項について変更があった場合は速やかに相手方に通知するものとする。

（住民への周知）

第11条の2 甲及び乙は、本協定に基づく宿泊施設及び津波避難ビルとしての利用について、市防災マップ、市ホームページ、広報誌への掲載及び施設への案内表示等を行うことにより、広く住民へ周知するものとし、乙はこれを承諾するものとする。

（費用負担）

第12条 宿泊、食事その他のサービスに係る費用は、甲が負担するものとする。

2 費用の額は、原則として乙の通常料金を基準とし、詳細は甲乙協議の上定めるものとする。

3 特別な清掃、修繕その他追加費用が発生した場合も、甲が負担する。

4 津波避難ビルとしての一時的な開放は原則無償とする。ただし、施設の損傷その他の費用が発生した場合は、甲が負担する。

（費用の支払）

第13条 乙は、前条に基づく費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、請求書を受理した後、災害対応の状況を踏まえつつ、速やかに支払うものとする。

（第三者の損害が生じたときの措置）

第14条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、乙の責任において、その処理解決にあたるものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由がある場合は、この限りではない。

（災害補償）

第15条 甲の要請に基づく協力業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときの災害補償については、労働者災害補償保険法によるものとする。

（情報提供）

第16条 乙は、協力中に覚知した災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（有効期間）

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の

30日前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議事項)

第18条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年7月15日

甲 住所 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号

氏名 木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦

乙 住所 東京都中央区銀座五丁目9番17号
銀座あづまビル6階

氏名 株式会社ミドルウッド
代表取締役会長兼社長 中 野 讓 治

年 月 日

要請書

株式会社ミドルウッド 様

木更津市長
(公印省略)

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書に基づき、下記のとおり宿泊施設の提供を要請します。

記

要請理由	
受入対象	要配慮者 名 帰宅困難者 名
必要室数	室
食事の有無	有 ・ 無
入浴の有無	有 ・ 無
要請期間 (見込み)	年 月 日 から 年 月 日 まで
備考	

年 月 日

実施報告書

木更津市長 様

株式会社ミドルウッド

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書に基づき、下記のとおり宿泊施設の提供に係る実施内容を報告します。

記

受入期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
受入人数	要配慮者 名 帰宅困難者 名
使用室数	室
提供内容	食事 入浴
備考	